

植物防疫の現状と課題

2025年4月



消費・安全局植物防疫課
農林水産省

植物防疫の現状と課題

I 植物防疫について

- 1 植物防疫制度の必要性と目的
- 2 植物防疫所の業務

II 国際防疫について

- 3 植物検疫の国際ルール
- 4 リスクに応じた検疫（諸外国からの解禁要請、輸入検疫の課題）
- 5 輸出解禁協議の特徴と流れ・輸出促進に向けた植物検疫の取組
- 6 輸出入植物以外の病害虫の侵入経路への対応

III 国内防疫について

- 7 国内植物検疫の現状
- 8 総合防除の推進、発生予察事業
- 9 農薬等の空中散布・農業用ドローンの利活用拡大に向けた取組
- 10 地域特産農作物（マイナー作物）対策

I 植物防疫について

- 1 植物防疫制度の必要性和目的
- 2 植物防疫所の業務

1－1．植物防疫制度の必要性と目的

- 国内外を問わず、病虫害のまん延が深刻な農業被害をもたらし、国民生命に重大な影響を及ぼした事例が多数存在。食料の安定供給のためには、植物の移動を規制し、病虫害の侵入・まん延を防ぐ植物防疫制度を適切に運用することが重要
- 現在でも世界の食料のうち2～4割が病虫害の被害により喪失しているとされ、植物防疫の重要性は不変

海外における病虫害の被害例①

1860年頃、アメリカからブドウ苗がフランスに持ち込まれる

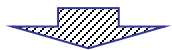


アブラムシの一種であるブドウフィロキセラが付着して持ち込まれ、10年程度で全土にまん延



ブドウ生産に壊滅的な被害

1872年、ドイツがブドウフィロキセラの侵入を防ぐため、ブドウ苗の輸入を禁止



世界初の植物検疫

海外における病虫害の被害例②

1845年、アイルランドにアメリカからジャガイモ疫病が侵入し、まん延



主食のジャガイモに壊滅的な被害が発生



ヨーロッパ最後の大飢饉が発生

〔 100万人以上が死亡
150万人が北米大陸へ移住 〕

国内における被害例

享保17（1732）年に気候不順による作物の生育不良に加えてウンカ類が大発生



防除する技術がなく水稻に甚大な被害

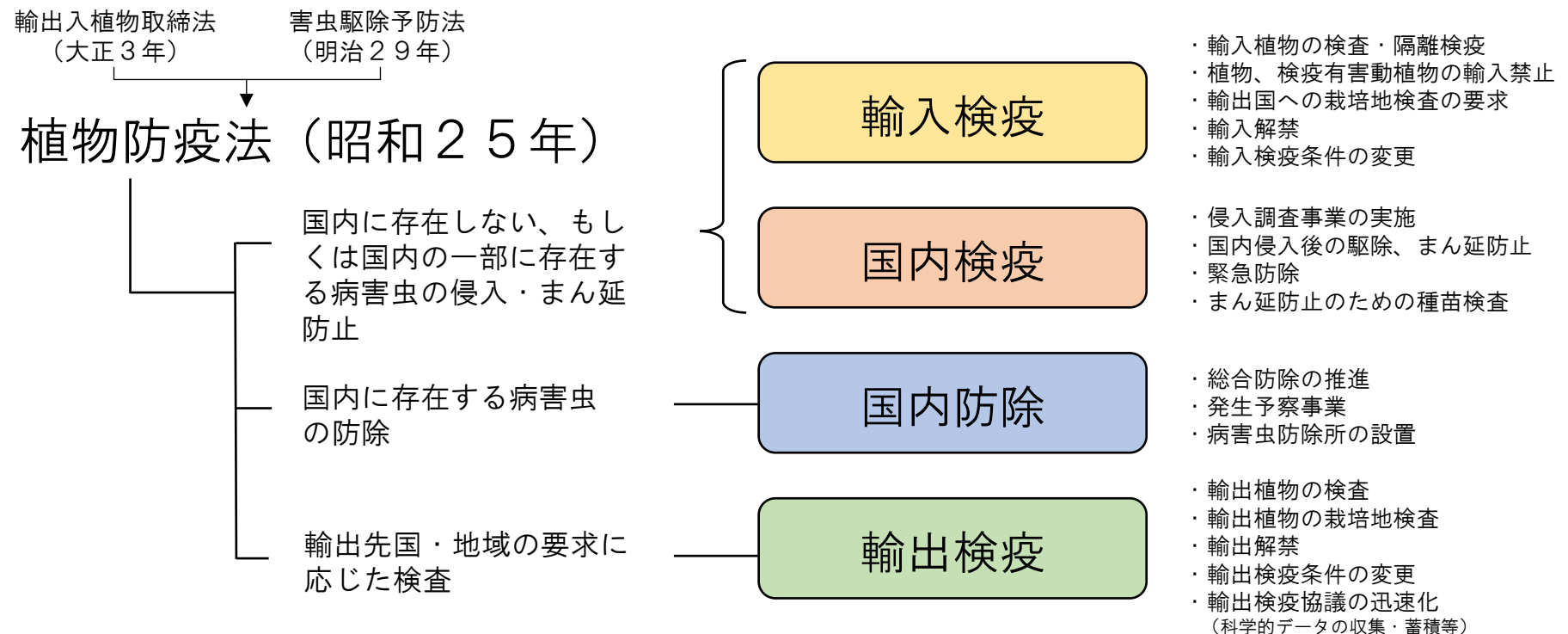


享保の飢饉

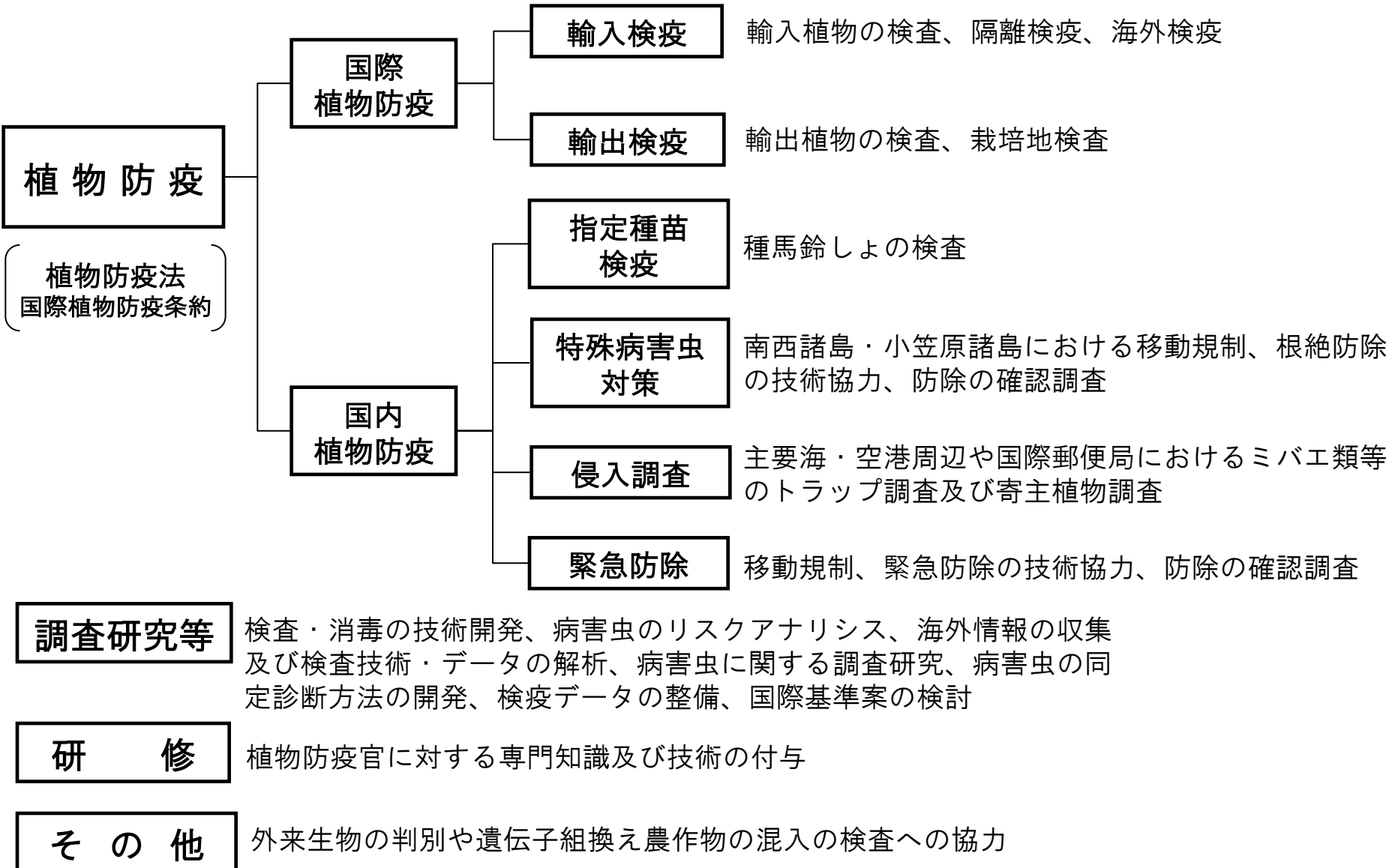
200万人以上が飢え、1万2千人が餓死

1－2. 植物防疫制度の必要性と目的

- 日本では、植物検疫に関する輸出入植物取締法（大正3年）と国内の病虫害防除に関する害虫駆除予防法（明治29年）を一本化し、昭和25年に植物防疫法を制定。
- 農業生産の安全及び助長を図ることを目的として、1）国内に存在しない、もしくは国内の一部に存在する病虫害の侵入・まん延防止を図るための輸入・国内検疫、2）国内に存在する病虫害の防除を図るための国内防除、3）輸出先国・地域の要求に応じた検査を行う輸出検疫を実施
- この目的を達成するため、植物防疫所を設置して植物防疫官を置くとともに、各都道府県に病虫害防除所を設置

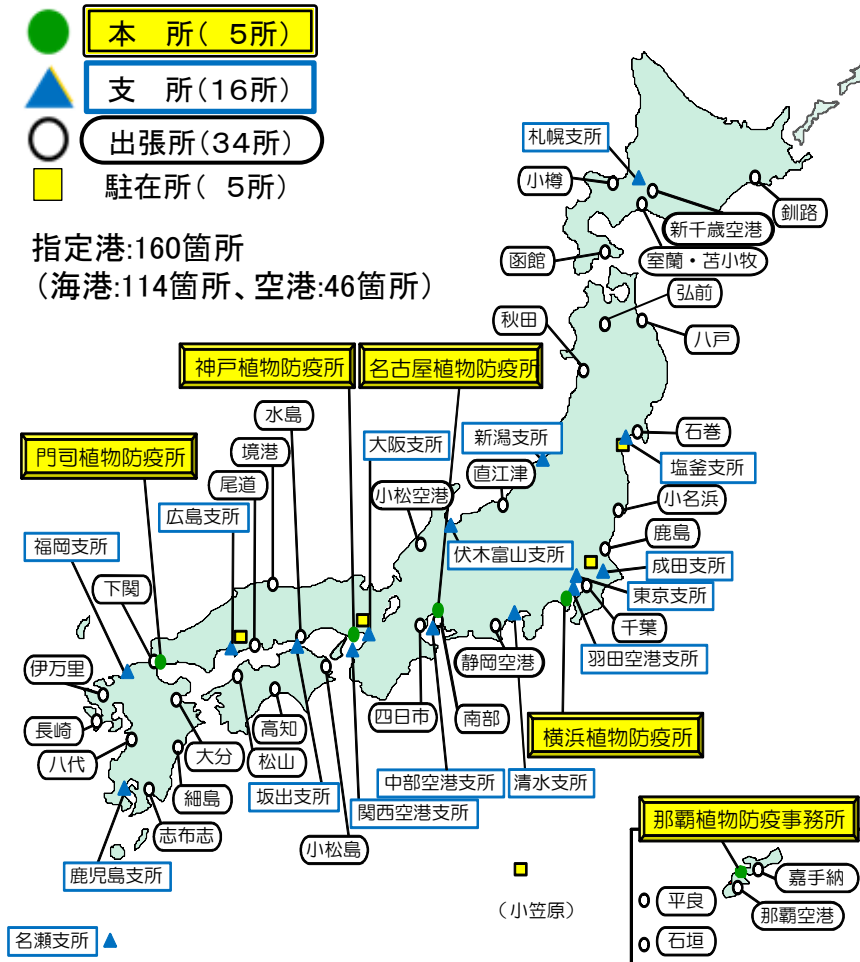


2. 植物防疫所の業務



(参考) 植物防疫所の所在地

(2025年4月時点)



【植物防疫官数の推移】

年度	2021	2022	2023	2024	2025
植物防疫官(人)	972	978	984	984	984

※ 人数は年度末時点の定員数

Ⅱ 国際防疫について

3 植物検疫の国際ルール

4 リスクに応じた検疫

諸外国からの解禁要請、輸入検疫の課題

5 輸出解禁協議の特徴と流れ

輸出促進に向けた植物検疫の取組

6 輸出入植物以外の病害虫の侵入経路への対応

3－1．植物検疫に関する国際ルール

- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定：Sanitary and Phytosanitary Measures）
WTO協定の一部として制定され、1995年1月に発効。
- 国際植物防疫条約（IPPC：International Plant Protection Convention）
1952年4月に発効し、我が国は発効時から加盟。2025年3月現在185の国と地域が加盟。
SPS協定上の国際基準である「植物検疫措置に関する国際基準」の策定及びその実施支援、途上国に対する技術協力等の活動を行う。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

1 目的

検疫・衛生措置が、加盟国間の不当な差別、国際貿易に対する偽装された制限となることを防ぎ、関連の国際機関等が作成する国際基準等に基づき各国の検疫・衛生措置の調和を促進する

2 加盟国の主な義務

- ① 検疫措置は、必要な限度においてのみ適用すること
- ② 検疫措置は、科学的な原則に基づいてとること
- ③ 加盟国間及び国内外で不当な差別をしないこと
- ④ 関連の国際基準等がある場合は、それに基づき措置を適用すること
- ⑤ リスク評価に基づいた検疫措置を適用すること

国際植物防疫条約（IPPC）

1 目的

病虫害のまん延及び侵入を防止し、病虫害の防除措置を促進するため、共通の有効な行動に確実を期す

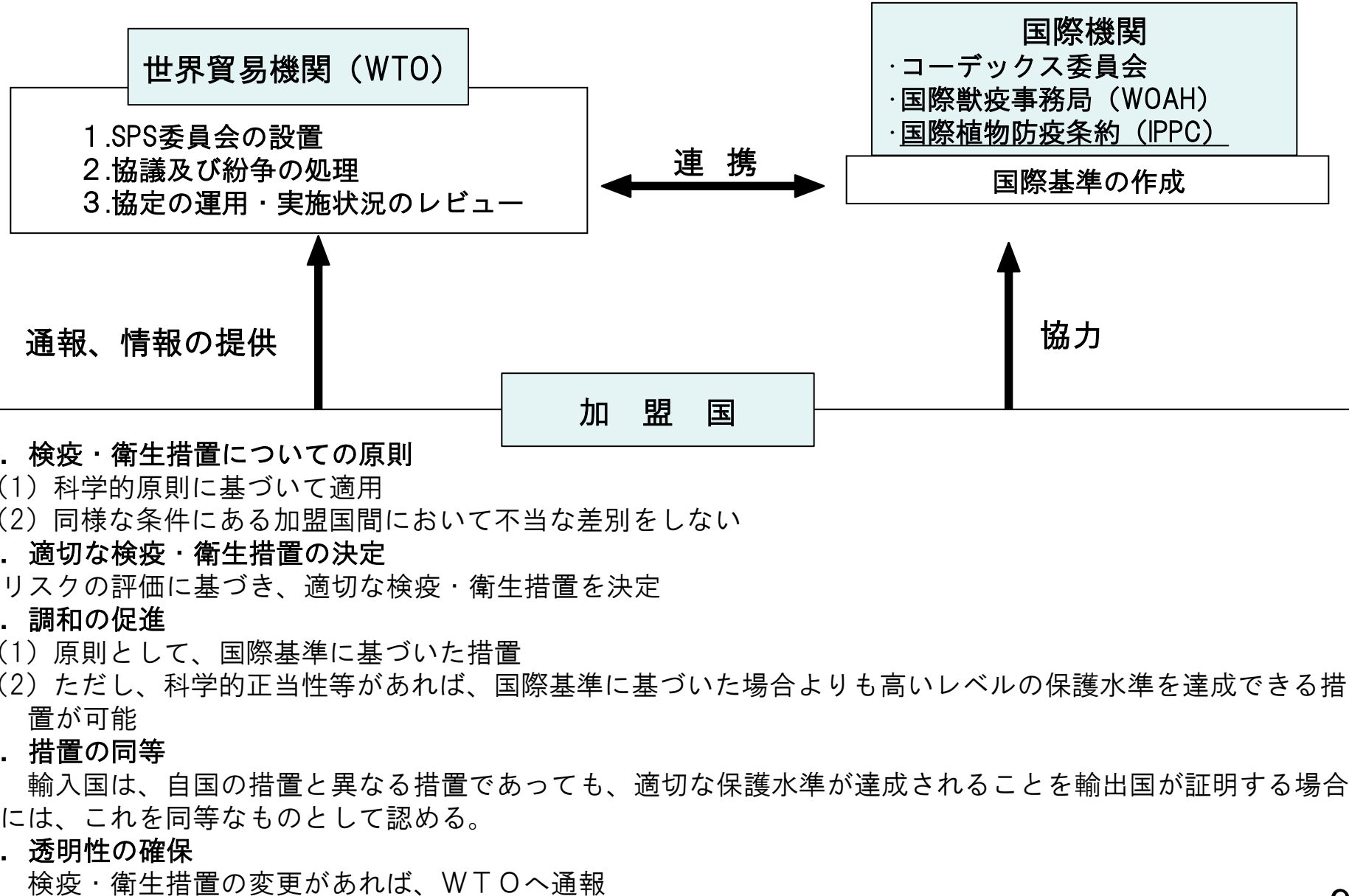
2 責任

条約に基づく義務を自国内において遂行する責任を負う

3 主な活動

植物検疫措置に関する国際基準（ISPM）の策定及びその実施支援、途上国に対する技術協力、加盟国間の情報共有及び紛争の解決 等

(参考) 国際基準との整合 (WTO・SPS協定) について



3-2. 植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)

- IPPCは、1993年以降、「植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM: International Standards for Phytosanitary Measures)」を策定。
- これまでにISPMがNo.47まで採択。

策定されているISPMの例

- ISPM 1 国際貿易における植物の保護及び植物検疫措置の適用に関する植物検疫の原則
- ISPM 11 検疫有害動植物のための病害虫リスクアナリシス
- ISPM 12 植物検疫証明書
- ISPM 15 国際貿易における木材こん包材の規制
- ISPM 28 規制有害動植物に対する植物検疫処理
- ISPM 41 使用された車両、機械及び装置の国際移動
- ISPM 46 植物検疫措置のための品目基準

現在検討されているISPMの例

- ・ ISPM23 附属書「栽培地検査」
- ・ ISPM38 附属書「種子の植物検疫証明のためのシステムズアプローチの設計及び利用」
- ・ ISPM46 附属書「バナナ生果実の国際移動」
- ・ ISPM47 附属書「遠隔監査」
- ・ 人道支援物資の植物検疫上の安全な提供

国際植物防疫条約(IPPC)組織図

植物検疫措置に関する委員会 
(CPM: Commission on Phytosanitary Measures)

- IPPCの総会。国際基準の採択等を行う
- IPPC加盟国は現在185の国と地域

CPM理事会
CPMに対し活動の方針、財政、運用・管理に関し助言

IPPC事務局
IPPCの組織の活動支援
(FAO内の1部門) 

戦略

戦略計画部会 (SPG)
CPMに対し戦略的な助言を行う

基準策定

基準委員会(SC)
国際基準案の検討、CPMに国際基準案を提案 

- **技術パネル (TP)**
各分野の国際基準案を作成
TPPT: 植物検疫処理 
TPDP: 診断プロトコル
TPCS: 品目基準
TPG: 植物検疫用語
- **専門家作業部会 (EWG)**
トピック毎に設置し、特定のトピックの国際基準案を作成

基準実施

実施・能力開発委員会 (IC)
国際基準の実施支援、加盟国の能力向上等

地域

地域植物防疫機関 (RPPO)

- APPPC: アジア
- CAHFSA: 中米
- CAN: アンデス
- COSAVE: 南米
- EPPO: 欧州
- IAPSC: 中央アフリカ
- NEPPO: 中東
- NAPPO: 北米
- OIRSA: 中南米
- PPPO: 大洋州

※ : 当省職員がメンバー